平成２７年（フ）第５１２号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚365番地
破産者　株式会社ハタリー精密
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９１号
熊本市西区田崎町484番地
破産者　有限会社大松商店
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
北海道苫小牧市明徳町２丁目27番16号
破産者　三大産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２２０号
盛岡市高松２丁目27番65号池野ビル103号
破産者　有限会社エスネット通信
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７号
千葉県匝瑳市東谷2090番地８　コーポ桂102、住民票上の住所千葉県香取郡多古町多古2707番地
破産者　島田きち子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１３号
東京都多摩市落合３丁目８番地の15青木葉センタービル306
破産者　戸張　昌洋
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７７号
東京都日野市落川946番地佐伯マンション102
破産者　植竹　智一
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５０号
東京都武蔵村山市三ツ藤１―18―１―106、住民票上の住所東京都武蔵村山市中原２丁目８番地の８ハイム荒畑201号
破産者　立原美和子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目10番７号
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３３号
新潟市東区山木戸２丁目２番５号
破産者　株式会社共和総業
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
三重県津市榊原町2957番地
破産者　小瀬古昭治
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市西宮浜２丁目42番地
破産者　ニチダイ産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０３号
広島県福山市御幸町大字森脇443番地１
破産者　株式会社アイルネット
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７９号
長野市大字安茂里8103番地　犀北団地Ｃ４―309
破産者　土肥　誠二
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
群馬県伊勢崎市長沼町40番地５
破産者　鈴木　理恵
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２０号
埼玉県新座市野火止４丁目８番16号　クラウンエステート102号室
破産者　菊池　良助
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
埼玉県川口市芝東町10番１号　ホワイトコーポラス306号
破産者　山口　好幸
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
埼玉県川口市桜町２丁目８番16号、旧住所埼玉県川口市大字差間147番地の１　花竹荘103号
破産者　横田奈津美（旧姓神山）
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市円光２丁目６番７号
破産者　三上沙織里
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７１号
埼玉県深谷市田所町16番19号、旧住所埼玉県ふじみ野市新田１丁目４番25―308号
破産者　高井　宏介
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９７号
埼玉県深谷市東方3738番地２
破産者　瀬戸　正博
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部